

日本国憲法

第96条 この憲法の改正は、各議院の総議員の三分の二以上の賛成で、**国会が、これを発議し**、国民に提案してその承認を経なければならない。この承認には、特別の国民投票又は国会の定める選挙の際行はれる投票において、その過半数の賛成を必要とする。

第99条 天皇又は摂政及び**国務大臣、国会議員、裁判官その他の公務員は、この憲法を尊重し擁護する義務を負ふ。**

改憲発議は国会のみ
首相に憲法擁護義務

しかも、憲法施行の記念

安倍晋三首相（自民党総裁）が施行70年の憲法記念日に、「2020年を、新しい憲法が施行される年にしたい。」と明言し、自衛隊の存在を9条に書き込むことなどを表明したビデオメッセージを改憲派の会合に寄せました。安倍首相は自民党内きつての右翼・タカ派ですが、改憲の具体的な目標時期に踏み込んだのは初めてであり、9条を標的にすると口にしたことは大きな問題です。

内閣（行政府）の長である首相が、国会の論議に介入することは、明らかに三権分立の原則に反します。

一年前に「私は立法府の長であり、期限を区切って改憲を定める姿勢は明らかに憲法違反です。」と明言しています。日本国憲法第96条は左記のように、憲法改正提案は国会（立法府）の役割であることを明記しています。ところが安倍首相はメッセージで「（国会の）憲法審査会における『具体的な議論』をリードし、その歴史的使命を果たしてまいりたい。」としています。

日本国憲法第96条は左記のように、憲法改正提案は国会（立法府）の役割であることを明記しています。ところが安倍首相はメッセージで「（国会の）憲法審査会における『具体的な議論』をリードし、その歴史的使命を果たしてまいりたい。」としています。

改憲促進す アベ首相発言は憲法違反

一年前に「私は立法府の長であり、期限を区切って改憲を定める姿勢は明らかに憲法違反です。」と明言しています。日本国憲法第96条は左記のように、憲法改正提案は国会（立法府）の役割であることを明記しています。ところが安倍首相はメッセージで「（国会の）憲法審査会における『具体的な議論』をリードし、その歴史的使命を果たしてまいりたい。」としています。



憲法を尊重し擁護することとは大臣など公務員の義務日本国憲法第99条は上記のように公務員の憲法擁護義務を明記しています。ところが、首相メッセージは「憲法改正に向けて、共に頑張りましょう。」と締めくくられ、憲法擁護義務など放棄する姿勢が明確です。

改憲の本丸は第9条

首相が改憲項目の冒頭に9条をあげ、自衛隊を憲法上位置付けると表明したことは、改憲の「本丸」が9条にある本音を示すものです。自衛隊を9条に書き込むことは、「戦争放棄」の1項や「戦力不保持」の2項と矛盾するもので、従来の「歯止め」をなくし、海

外での武力行使を文字通り無制限にすることにつながるものです。発足以来、海外で一人も殺さず、一人も殺されることのなかった自衛隊の性格を、根本から変える重大な改憲にほかなりません。また、9条の改憲は、国民世論が望んでいません。最近のメディアの世論調査でも9条を評価し、その改定に反対する声は多数です。それでも9条の改憲を力ずくで行おうとするのか。民意無視の暴走は絶対にとめなければなりません。

泉北教組定期大会 同女性部定期大会

日時：6月6日（火）
午後5：30～

場所：和泉市コミセン
1F 大集会室

職場要求アンケートを持参してください